

北九州市の文化財行政について

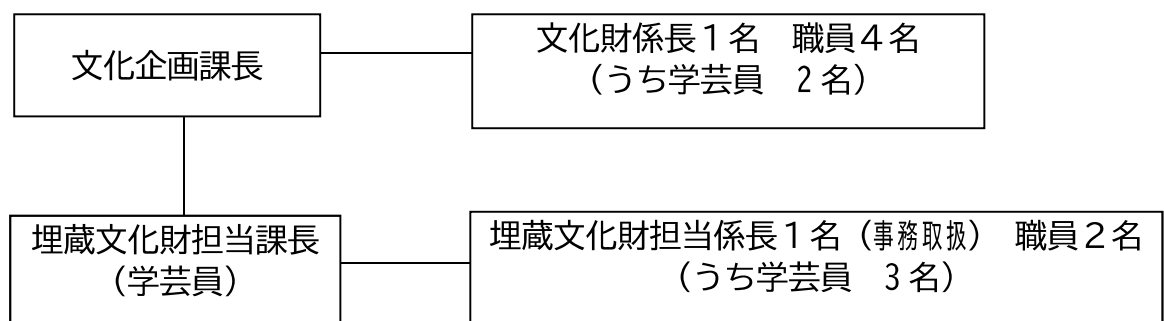
1 運営体制

(1) 文化財に関する主な事務

- ① 文化財の保護、活用に関すること
- ② 文化財の調査、指定、管理に関すること
- ③ 文化財保存の助成に関すること
- ④ 埋蔵文化財の保護に関すること
- ⑤ 文化財保護審議会に関すること
(①～④に関して重要なものを除く)

※平成24年度より、教育委員会から市民文化スポーツ局
(現：都市ブランド創造局)へ補助執行を開始。

(2) 職員数（令和7年4月1日現在）



(3) 文化財に関する計画

- ・北九州市文化芸術推進プラン（令和7年4月～）
- ・文化財保存活用地域計画（令和7年度より作成に着手）

2 主な取り組み

(1) 文化財の指定、登録や保存のための支援

① 市内の各種文化財の情報収集、調査・研究

市内の文化財にかかる調査等を実施。



旧安川邸住宅
(市指定有形文化財【建造物】)



春吉の眼鏡橋
(市指定史跡)

② 補助事業

国等の補助メニューを活用し、文化財の保存、修理を支援。



門司港駅
(国指定重要文化財【建造物】)



戸畑祇園大山笠行事
(国指定無形民俗文化財)

③ 史跡等の環境維持

史跡等に指定されている古墳等の環境保全のため、草刈りや清掃など環境整備を実施。

(2) 各種開発等に伴う埋蔵文化財の事前審査、発掘調査

① 事前審査

埋蔵文化財包蔵地に該当する開発計画地について、必要に応じて試掘調査を実施。

② 届出・通知

包蔵地内で工事を行う場合の通知や、発掘調査の実施等の指示。

③ 発掘調査

開発行為により遺跡の現地保存が困難と判断される場合、発掘調査を実施。

④ 埋蔵文化財センター

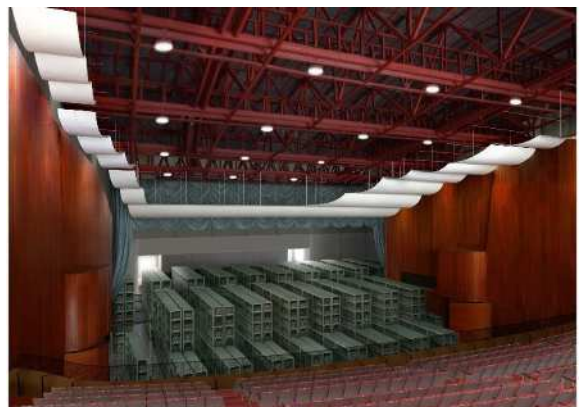
	北九州市立埋蔵文化財センター
目 的	埋蔵文化財や出土物、その他の考古学的資料の調査、研究などを行うため設置
運営	本市直営
設置日	昭和58年4月1日
施設内容	鉄筋コンクリート3階建て 2,607 m ² 展示室 457 m ² 、収蔵庫 306 m ² 、整理室 357 m ² など
利用料金	無料
来館者数	2,478 人（R6年度実績）
事業内容	①埋蔵文化財の発掘調査 ②出土品の整理と収蔵 ③埋蔵文化財の研究 ④埋蔵文化財の普及啓発

<今後の動き>

現在、旧八幡市民会館の用途を変更し、新たな埋蔵文化財センターとして建物を活用するための移転改修工事を実施中。



施工後：外観全体パース



遺物収蔵庫（旧ホール）

(3) 文化財の活用、普及活動

① 日本遺産

関門海峡沿岸に残る近代建築にまつわる近代化のストーリーが
「関門”ノスタルジック”海峡」として日本遺産に認定。

- ・ 認 定 年：平成 29 年
- ・ 構成文化財：42 件(旧門司三井倶楽部、部埼灯台、門司港駅等)



旧門司三井倶楽部
(国指定重要文化財【建造物】)



部埼灯台
(国指定重要文化財【建造物】)

② 指定文化財施設の公開

市指定の立場茶屋銀杏屋や旧百十三銀行八幡支店など 5 つの指定文化財施設
を公開。



立場茶屋銀杏屋
(市指定史跡)



旧百十三銀行八幡支店
(市指定有形文化財【建造物】)

③ 文化財の防災啓発活動

毎年 1 月 26 日に、文化財防火デー行事を消防局、各区消防署、
文化財所有者・管理者などと協力して実施。



3 指定・登録文化財種別件数（令和7年5月1日現在）

■指定文化財

（単位：件）

種別		国指定	県指定	市指定	合計
有形文化財	建造物	6	4	8	18
	絵画	0	5	2	7
	彫刻	0	4	6	10
	工芸品	0	8	7	15
	書跡・典籍・古文書	0	1	10	11
	考古資料	1	2	15	18
	歴史資料	1	0	0	1
有形民俗文化財		0	10	7	17
無形民俗文化財		3	6	13	22
史跡		0	7	13	20
天然記念物		3	6	0	9
合計		14	53	81	148

■登録文化財

（単位：件）

種別	国登録			合計
有形文化財（建造物）	31			31

■選択文化財

（単位：件）

種別	国選択			合計
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財	2			2

※重要無形民俗文化財に指定されても、選択文化財としての選択は残存する。